

令和4年 第1回臨時会

屋久島町議会議録

令和4年5月11日 開会

令和4年5月11日 閉会

令和4年
第1回臨時会

屋久島町議会議録

屋久島町議会

令和4年第1回屋久島町議会臨時会会期日程

自5月11日・至5月11日（1日間）

月	日	曜	会議別	日	程
5月	11日	水	本会議	○開	会

令和4年第1回屋久島町議会臨時会

第 1 日

令和4年5月11日

令和4年第1回屋久島町議会臨時会議事日程（第1号）

令和4年5月11日（水曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第2号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計予算繰越の報告について
- 日程第5 報告第3号 令和3年度屋久島町電気事業特別会計予算繰越の報告について
- 日程第6 報告第4号 令和3年度屋久島町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第7 承認第3号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- 日程第8 承認第4号 屋久島町税条例等の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- 日程第9 承認第5号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第13号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第10 承認第6号 令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第11 承認第7号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第12 承認第8号 令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について
- 日程第13 議案第40号 屋久島町口永良部島海底光ファイバケーブル等整備事業請負変更契約の締結について
- 日程第14 議案第41号 屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第42号 屋久島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第43号 屋久島町町長等の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第44号 屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第45号 屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第46号 屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部

改正について

- 日程第20 議案第47号 屋久島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第48号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	兼会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから令和4年第1回屋久島町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、岩山鶴美君、8番、渡邊千護君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（石田尾茂樹君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたします。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第4 報告第2号 令和3年度屋久島町上水道事業特別
会計予算繰越の報告について

△ 日程第5 議案第3号 令和3年度屋久島町電気事業特別会
計予算繰越の報告について

△ 日程第6 議案第4号 令和3年度屋久島町一般会計事故繰
越し繰越計算書の報告について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第4、報告第2号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計予算繰越の報告についてから、日程第6、報告第4号、令和3年度屋久島町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてまでの3件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

令和4年第1回屋久島町議会臨時会に提案いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

今回、提案しております案件は、報告3件、承認6件、契約案1件、条例案7件、補正予算案1件の計18件であります。

それでは、議事日程に従いまして御説明申し上げます。

まず、報告第2号、令和3年度屋久島町上水道事業特別会計予算繰越の報告につきましては、長峰浄水場取水施設工事に係る予算の一部を翌年度に繰り越し、執行することとなったことから、地方公営企業法第26条第3項の規定により、予算繰越計算書をもって報告するものであります。

報告第3号、令和3年度屋久島町電気事業特別会計予算繰越の報告につきましては、電圧測定装置取り付け及び監視システム改良工事に係る予算を翌年度に繰り越し、執行することとなったことから、地方公営企業法第26条第3項の規定により、予算繰越計算書をもって報告するものであります。

報告第4号、令和3年度屋久島町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、屋久島町口永長部島海底光ファイバケーブル等の整備事業のほか、8事業が避けがたい事故事実のため事故繰越しとなったことから、繰越計算書をもって報告するものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

これより総括質疑を行います。

なお、報告案件ですので、質疑のみといたします。

質疑はございませんか。

○14番（渡邊博之君）

今、理由を説明いただきましたけれども、いずれも具体的にどういう理由で繰越しになったのか、特に報告第4号では、避けがたい事故事業のためとありますけれども、これも具体的にはどういうことを指しているのか、説明があったらお願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

お手元に配付しております繰越計算書の議案書の中に説明欄というのがあります。そこに個々の具体的な説明は記載しております。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。

○14番（渡邊博之君）

あと2つはなんですか。2号、3号の理由が、なぜ繰越しになったのかの。

○議長（石田尾茂樹君）

全部記載してあります。

○14番（渡邊博之君）

はい、分かりました。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○15番（大角利成君）

関連でお尋ねします。

報告第4号であります。今お話ありましたように、繰越しの説明は記載をされているところですが、2点だけお尋ねします。

私の勉強不足のところもあるのですが、まず、総務費の口永良部島の海底ケーブルの件であります。口永良部島におきまして、入島制限があったために延長したというふうになっておりますが、どのような入島制限があって、どういう影響があったのかということが1点、それから災害復旧費であります。湯泊港の関連ですが、騒音苦情への対応ということで繰越しをしたということですが、どのような苦情等が来て、どう対応したのか、お尋ねいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

まず1点目の御質問、総務費の口永良部島の海底ケーブルにつきましては、緊急事態宣言下の都道府県に滞在または居住し、乗り継ぎをした方につきましては、フェリー太陽の乗船をお断りをしていた時期がありました。それが令和3年4月25日から令和3年6月20日までの間ということで、光ケーブルの調達及び敷設作業が3か月遅延したことによるものでございます。

以上です。

○建設課長（日高 望君）

湯泊港の災害の騒音関係の苦情への対応ということで、御存じのとおり、湯泊港のケーソンが崩壊しております。それについては、既存のやつを取壊しをしないといけないということで、現地のほうで取壊しをしていたんですけども、その部分の騒音があるということで、実質的には搬出をして、その場ではなくて違うところの部分で取壊しをしたという状況がございます。

その部分については、苦情等の分の人というかですね、にも会いまして、対応を説明しているところでございます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○1番（岩川卓誉君）

同じく報告第4号の中です。

商工費の湯向温泉整備事業の中で、埋蔵文化財の出土による発掘調査及び地盤改良の必要が生じたためというふうに説明をいただいておりますが、こちらの工事はいつ頃着工に、この埋蔵文化財の影響によっていつ頃の着工になる予定かということと、あと、地盤改良が必要ということなんですけれども、それにかかる予算などがまたほかにかかるのかということについて、教えていただければと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

当該土地につきましては、埋蔵文化財の包蔵地であります。文化財保護法の規定にのっとり、仮採掘をしたところ、遺物が出土したということでありまして、今後、発掘調査を予定しております。この調査のほうは8月ぐらいまではかかるんじゃないかということですので、工事再開については、それからということになっております。

また、工事につきましても、当然、変更が出てくるかと思っておりますので、9月補正後に計上したいというふうには考えております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。

○1番（岩川卓誉君）

はい。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

- △ 日程第7 承認第3号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- △ 日程第8 承認第4号 屋久島町税条例等の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について
- △ 日程第9 承認第5号 令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第13号）の専決処分事項報告承認について
- △ 日程第10 承認第6号 令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について
- △ 日程第11 承認第7号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について
- △ 日程第12 承認第8号 令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第7、承認第3号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてから、日程第12、承認第8号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認についてまでの6件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、承認第3号から承認第8号について御説明申し上げます。

まず、承認第3号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ、未就学児の均等割額の低減措置等について改正されたことから、令和4年度の課税のため、本条例を早急に改正する必要があったことから、令和4年3月31日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第4号、屋久島町税条例等の一部改正に伴う専決処分事項報告承認につきましては、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、令和4年度の課税のため、

屋久島町税条例等の一部を早急に改正する必要があったことから、令和4年3月31日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第5号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第13号）の専決処分事項報告承認につきましては、歳入において、地方交付税、各種交付金等が確定し、また、国県支出金等の額に変更があったため、歳出においては、総務費では屋久島だいすき寄附金に係る手数料及び基金積立て、そして公共施設整備基金の積立ての増額、民生費では、新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金及び生活保護扶助費の減額、衛生費では、診療所事業特別会計繰出金及びワクチン接種業務の減額、農林水産業費では、輸送コスト支援事業補助金、戦略産品輸送支援補助金の減額、商工費においては、雇用機会拡充事業補助金の減額などの事業費調整のため、歳入歳出それぞれ1,089万円を減額し、予算の総額を126億9,848万9,000円とする予算措置に併せ、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業のほか、4事業の繰越明許費の補正、町債の借入事務に必要な地方債補正の事務手続に緊急を要したことから、令和4年3月31日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第6号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認につきましては、県支出金の確定に伴う事業費調整のため、歳入歳出それぞれ7,765万2,000円を減額し、予算の総額を19億465万8,000円とする予算措置に緊急を要したことから、令和4年3月31日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第7号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認につきましては、支払基金交付金の確定による地域支援事業の調整のため、歳入歳出それぞれ96万3,000円を追加し、予算の総額を15億463万9,000円とする予算措置に緊急を要したことから、令和4年3月31日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第8号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認につきましては、県支出金の確定に伴う事業費の調整のため、歳入歳出それぞれ138万5,000円を追加し、予算の総額を1億5,515万4,000円とする予算措置に緊急を要したことから、令和4年3月31日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより承認第3号から承認第8号までの6件に対し、総括質疑を行います。
質疑はありませんか。

○5番（眞邊真紀君）

承認第5号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第13号）の専決処分事項報告承認について、質問、1点だけいたします。

20ページの農林水産業費のところ、農業振興費、輸送コスト支援事業補助金が1,100万円ほど減額になっています。

こちら、以前からちょっと毎年この時期に減額になって、割と金額が大きいなというので気になってまして、この輸送コスト支援事業で補助を受けている方から以前から相談を受けているのもあって、今回色々調査をさせていただきました。

そうすると、分かってきたのが、個別で宅配を利用されている方が非常に利用しにくいというか、利用できないような仕組みになっていることが分かりました。その点に関して、令和4年度から内規で、屋久島町の内規で宅配業者を利用するその事業者の取扱いをほしくないというふうに決めたというふうに、担当の方からお聞きしたんですけれども、それ、本来のその輸送コスト支援事業の補助の趣旨と大きく外れてしまうと思うんですね。その点に関して、担当課と町長から意見をお伺いしたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

ただいまの御質問にお答えします。

表現がちょっと違ってると思うんですよ。宅配が駄目ということではなくて、宅配の場合、送料が九州地区とか関東地区とかという形で、どこどこまでというのをきちっと大きなくくりであって、きちっと示せておりません。そのことがあって、国のほうにも確認をしたところ、その中で海上輸送費が幾らですよということをしっかりと示せば、それも該当しますということですので、今、そのことについては、内部で協議をして、宅配だからということではなくて、そういう海上輸送費がしっかりと積算されるのであれば、事業の対象になるということで、国のほうにも確認をしておりますので、そういう対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○5番（眞邊真紀君）

すみません、町長も……。

○町長（荒木耕治君）

今、担当課長が申し上げたとおりで、今、そういうことで、内部でまだ協議をしていくと。

○5番（眞邊真紀君）

内規の内容を見せていただいたら、宅配というふうに書かれていたと思うんですが、まあ、いいんですけど、海上輸送費が、算出根拠がどうしてもはっきりしないので、非常に難しいというふうに担当の方がおっしゃってました。

確かにそうだと思うんですよ。私も内閣府のこの輸送コスト支援事業の担当の方に細かく問合せをしました。宅配でもエリア配送でも、海上輸送費がきちんと算出できれば問題ない、対象であるというふうにはっきりおっしゃってたんですけども、やっぱり算出根拠がどこにあるのかというのが、もともとのその規定で一切ないんですね。利用する側、申請する側にこう丸投げされてる感が非常にありまして、その算出根拠はやっぱり、今後、国にもきちんと割り出し方を示していただくように逆にお願いしていただきたいんですよ。

やっぱりもともとの目的というのが、地元製品のブランド化とか付加価値を上げるとか、販路の拡大がすごく大きいんですね。ただ、市場、鹿児島島の青果市場とか魚の市場とかに出す分だけの補助だけとなると、販路拡大にはとてもじゃないけどつながらないので、先日、西之表市の花卉農家の方とお会いしました。西之表も同じ現状で、エリア配送のところはこの輸送コスト支援事業が使えないように市のほうが設定しているんです。私も西之表市に確認したんですけども。

鹿児島島の市場は値段が安いので、花卉農家さんは意外と大田市場とか、長崎の市場とかに出されてて、この輸送コスト支援が受けられていないと、そういう問題があって向こうの市議の方も、今、動いてるらしいんですけども。やはり制度のきちんと整備を国のほうに、陳情に行ったりするときに投げかけていただけるように、これは担当課ではなかなか算出したりするのが非常に難しいと思いますので、こちら折田汽船とかにどういうふうに算出したらいいいのか、根拠が分かるように動いていきますので、また再度御提案したいと思います。

輸送コスト支援事業については、やっぱり個人の事業主の方にもうちょっと寄り添うような形で制度を続けていただけたらなというふうに思っております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。回答はいいですか。

○町長（荒木耕治君）

今、議員言われたとおり、これ、有人国境離島法の制度ですから、これ、議員立法で5年前にできたもの、今ちょうど中間地点ぐらいで10年間で時限立法ですから、これ、10年間でまた見直す、これをやるということなんですけども、全国離島振興協議会、私もその中で有人国境離島法も関連がありますので、今、年度ごとにそういう細かい作業といえますか、やっぱり色々やってみて不具合な面、今、議員おっしゃられるようなこ

とが、それ以外にもたくさん出てきてますんで、そういうものをより使い勝手がいいように直していこうという話があります。詰めてやっておりますけれども、またそういう機会があれば話をしていきたいというふうに思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（中馬慎一郎君）

同じく承認第5号の屋久島町一般会計補正予算のことについて、19ページなんですけど、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保事業費のほうで、委託料、1,063万減額になっています。

ワクチン接種の業務委託が、これ、減っているのは、もともと想定していたワクチン接種の数より受ける方が少なかったからなのかということと、コールセンターの業務委託も同じように減っているんですが、町民からのそういうワクチン接種に対しての何か不安の声、接種被害の声、そういったものがちゃんと拾えているのか、もしあったら、具体的にどういう声があるのか教えていただきたいです。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

ただいま御質問のありました新型コロナワクチン接種業務委託なんですけど、これにつきましては、追加で3回目が出てきたときに、今年の3月までの予算として計上しております。

ただ、国のほうの予算が補正予算で対応していた、あるいは繰越しで対応した部分がありまして、2月分まで、3月までに支払った分のみ対象となりますということで、また、その残りについては、新年度の当初予算に計上しておりますので、これは、しなかったというよりは、そこまで膨らまなかったということで御理解いただければと思います。

コールセンターの委託につきましては、大体、月2,500人の受付ということで契約しております。ただ、昨年から、年末から接種対象者が少なくなったこと、あるいは若年化したことで、インターネットとかラインを使った予約が多くなりまして、コールセンターの件数は若干減ってきてるものですから、契約の見直しで、月1,000件ぐらいの契約に見直して予算が、不用額が出たということでございます。

あと、健康被害の関係なんですけども、直接入ってきてる、町のほうに申出があったのが1件でございました。昨日、健康被害調査審査会を開きまして、これにつきましては、最終的には国のほうが決定をしますので、町につきましては、専門家の方々にお集まりいただいて、書類の不備がないかというところを確認していただいて、進達するも

のでございます。

その他、病院のほうに聞きますと、若干その頭痛がするとかいうことも聞き及んでますけども、町のほうで、窓口は町のほうでやりますので、もし本人が申請、不安があるようであれば、町のほうに御相談くださいということで、病院のほうには一応お伝えしております。

そういう関係から、今、正式に町に相談があったのが1件のみということで御理解ください。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○5番（眞邊真紀君）

ごめんなさい。今のその健康被害の相談が町に1件あったという話で、町報に3回目のワクチン接種をした方の相談というのはあったんですが、1回目、2回目で健康被害に遭われた方はどこに相談したらいいんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

回数に関係なく、ワクチン接種に関する相談窓口については、市町村のほうになりますので、また市町村のほうで相談を受け付けた後に、必要であれば国のほうに進達するような形になります。

○5番（眞邊真紀君）

4月の町報見ると、3回目以降の接種者が対象なんだろうなというふうに見受けられたので、ぜひ、次の町報に、窓口は屋久島町であるということを書いていただくと非常にいいかなと思います。

以上です。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

今まで案内をするパンフレットの中に、相談窓口として、コロナかごしまの電話番号とか、そういうことを書いていたんですが、5歳から11歳の接種に関しては、相談は市町村の窓口になりますので、市町村の窓口で御相談くださいということで、案内パンフレットのほうに明記をするようにしています。

今後、また新たな接種対象が出てきますので、その分についても、同じような記載をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております、承認第3号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてから承認第8号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認についてまでの6件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

承認第3号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてから承認第8号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認についてまでの6件は、委員会付託を省略することについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号から承認第8号までの6件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

まず、承認第3号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第4号、屋久島町税条例等の一部改正に伴う専決処分事項報告承認につい

て、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第4号、屋久島町税条例等の一部改正に伴う専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第5号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第13号）の専決処分事項報告承認について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第5号、令和3年度屋久島町一般会計補正予算（第13号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定しました。

次に、承認第6号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第6号、令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定しました。

次に、承認第7号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第7号、令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定しました。

次に、承認第8号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第8号、令和3年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分事項報告承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定しました。

- △ 日程第13 議案第40号 屋久島町口永良部島海底光ファイバケーブル等整備事業請負変更契約の締結について
- △ 日程第14 議案第41号 屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第15 議案第42号 屋久島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第16 議案第43号 屋久島町町長等の給与等に関する条例の一部改正について
- △ 日程第17 議案第44号 屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- △ 日程第18 議案第45号 屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- △ 日程第19 議案第46号 屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について
- △ 日程第20 議案第47号 屋久島町介護保険条例の一部改正について
- △ 日程第21 議案第48号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第13、議案第40号、屋久島町口永良部島海底光ファイバケーブル等整備事業請負変更契約の締結についてから日程第21、議案第48号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）についてまでの9件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、議案第40号から議案第48号について御説明いたします。

議案第40号、屋久島町口永良部島海底光ファイバケーブル等整備事業請負変更契約の締結につきましては、令和3年第1回屋久島町議会定例会において議決いただきました、屋久島町口永良部島海底光ファイバケーブル等整備事業において、計画より距離を短縮し施工できたことによる関連経費の削減によって、契約金額を8,272万円減額し、9億3,654万円に変更しようとするものであります。

なお、完成については、6月末を予定をしております。

次に、議案第41号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員に係る非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件が緩和されていることから、本町の非常勤職員も同様に、育児休業等を取得しやすくなるよう、在職期間を1年以上としていた要件を廃止する等の改正を行うものであります。

次に、議案第42号、屋久島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び議案第43号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の一部改正につきましては、屋久島町特別職報酬等審議会の答申及び令和3年人事院勧告に基づく期末手当の支給月数を年100分の330から年100分の325に引き下げるとともに、令和3年度分の減額を令和4年6月支給分で行うため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第44号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和3年人事院勧告に基づき、期末手当の支給月数を一般職員においては、年100分の255から年100分の240に、管理職においては、100分の215から年100分の200に、それぞれ年100分の15を引き下げるとともに、令和3年度分の減額を令和4年6月支給分で行うなどの所要の改正をするものであります。

次に、議案第45号、屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、パートタイム会計年度任用職員の期末手当も、一般職員と同様に、期末手当の支給月数を年100分の255から年100分の240に、年100分の15を引き下げるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第46号、屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、当条例第20条により、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の例により支給されることが規定されていますが、一般職員等に適用される令和3年分の減額は、会計年度任用職員が年度ごとの雇用形態であることから、適用しないこととするため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第47号、屋久島町介護保険条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少が見込まれる場合の保険料の減免を、令和4年度

においても引き続き行えるよう、所要の改正をするものであります。

次に、議案第48号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）につきましては、農林水産業費において、小島用水路改修工事を、災害復旧費において、湯泊港災害復旧事業を令和4年度事業として実施するため、歳入歳出それぞれ5,159万円を追加し、予算の総額を105億1,559万円に予算措置しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、議案第40号から議案第48号までの9件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（榎 光徳君）

議案第40号についてお尋ねをいたします。

当初契約で10億以上の多額の契約をしたわけですけれども、今回のこの変更で、まず、このケーブルの敷設延長が当初38kmから今回5.6km減少しまして32.4kmになってるんですが、ここに平面図も示していただいておりますけれども、当初で詳しくお尋ねをすればよかったんでしょうが、永田から西之湯のほうに向かってきてるわけですけれども、この図面を見てみると、内側にこう縮小されてる。で、当然、海底地盤とか水深とか色々なもろもろの、我々、素人ですから分かりませんが、そういうのがあるんでしょうけれども、これが、もっと詳しく言うと、どのような経緯でこだけ短縮をされたのか、もし、これも技術的な問題ですので、お分かりであれば教えていただきたいんですが。

それと、附帯工事の中で調査船が組まれておりますけれども、これも島外から回航してくるということで、回航に2,000万ぐらい組まれてたわけですから、これも地元で調達をできたというようなことで、この理由の中に上がってるんですが、これ、地元でこういった調査船が確保できたのか、どこの調査船があったのかどうか、そこをお分かりであれば教えていただきたいと思えます。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

ただいまの質問にお答えします。

まず1点目の、ケーブル延長でございますが、当初予定していた部分については、あらかじめ海底調査をする前の状況でございました。

詳細に海底調査をした後に、ケーブルの長さというのは海底の凹凸によって、直線距離ではなくて、凹凸によって変わりますので、その海底の凹凸、最短のルートを算出した結果、5.6kmの短縮になったということでございます。

調査船につきましては、その前段にも書いてますけども、この観測装置がついた船を当初予定をしていたんですが、地元の漁船に載せることができたということで、地元の漁船に協力をいただきながら、施工したことによる減少になります。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

このルートについては、我々素人考えで、この図面は概略図なんでしょうけれども、これができる、さっき申し上げましたように、岩盤とか地形の関係で左右されるんでしょうけれども、これがまだまだ直線に近くなってくれば、さらに、今回も8,000万ぐらいの減額なんですけれども、これがさらに安くなるのかなという思いがしたものですから、お尋ねしたところでした。

それと工期は、先程町長からもありましたけれども、6月30日ということなんですけど、これについては順調に来て、工期内にはしっかり完了するという見通しがあるのかどうか。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

工期については、契約が6月30日までになっておりますが、若干早まる可能性もあります。

海底ケーブルの敷設につきましては、一応ほぼ完了しておりますので、あとは局舎への繋ぎこみが終われば、その分でちょっと早まる可能性はあると思います。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

6月で完了するわけですけども、口永良部の島民は待ち望んでいると、屋久島側もそうなんですけれども、これによって運用開始が始まるわけですが、そこら辺のスケジュールというか、そこら辺、今、分かっておれば教えていただきたいんですが。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

海底ケーブルの設置工事が終了しましたら、宅内への配線工事が始まります。6月以降に、7月工期が終わった後に各家庭への引き込み、口永良部島は地下埋設をしているようです。その関係で、各家庭への軒先まで地下に光ケーブルを埋めていくということで、一応その工事が9月末までを予定しております。早ければ、10月上旬には供用開始ができるものと思っております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○14番（渡邊博之君）

3点ほど、お尋ねいたします。

私も40号についてですが、このことは町から働きかけて、動いてもらったという経緯があると思うんですけども、実際、運用される中で、断線とかあるいはケーブルの取替えとか、そういうことがあり得ますし、あると思うんですけども、こういう部分について町の関与はあるのかどうか、お聞かせをひとついただきたいと思います。

それから、41号ですけども、育児休業のこれが会計年度職員にも適用されると、大変いいことではあります。

ただ、実際に、運用ということにはやはり十分な配慮をしなければならない、やはり遠慮がちになって、こういう権利を行使できないということも十分考えられるというふうに思うんで、その中では27条ですね、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするために、職員に対する育児休業に関わる研修の実施、それから育児休業に関する相談体制の整備、その他育児休業に関わる勤務環境の整備に関する処置、これは非常に大事だなというふうに思うんですね。ですから、こういうことをぜひやるべきだと思いますし、そのことについて考えをお示してください。

それから、期末手当の減額ですけども、人事院勧告でですね、やむを得ないというふうに私も思いますけれども、ただ、実際、現状というのは職員の権利であるわけですね。それをやはり減額するということでは、やはり当事者の理解あるいは合意というのが本来は必要だというふうに思うんですが、職員組合あるいは会計年度任用職員との、このことについての合意というのは、基本的に得られているのかどうか、この3点をお聞かせください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

ただいまの質問にお答えします。

まず1点目の、光ファイバケーブルの保守管理に関する部分でございますが、基本的に、この海底光ファイバケーブルにつきましては、IRU契約ということで、NTT西日本に貸出しをします。そこで得られる賃借料を基に保守料、保険料、災害保険料等を支払うということで、これの金額が、貸付料に対して支出がほぼ同額であるということで、町の持ち出しは基本的にはございません。

2点目の、育児休業につきましては、議員おっしゃられるように、職員の研修、相談体制の整備、勤務環境の整備というのを27条で謳われております。これらにつきまして

は、今後、努めていきたいと思っております。

期末手当の減額につきましては、職員組合とは協議は済んでおります。

会計年度任用職員につきましては、ちょっと分かりにくいんですけども、1号、2号についても契約、雇用契約が1年契約であるということで、昨年の勤務実績がない場合もありますので、この会計年度任用職員につきましては、今回の減額は適用はしません。昨年の12月の減額は適用しないということで、ただ、今年の6月支給分からは減額した率になりますよということです。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○1番（岩川卓誉君）

議案の47号です。屋久島町介護保険条例の一部改正についてですが、この新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合に、こういった措置が行えるということなんですけど、これ、屋久島町にどれぐらい対象者がいらっしまったかということが分かれば、お願いします。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この減免措置は令和2年度から始まっておりまして、対象者ではなくて申請者になりますが、その申請をされた方が令和2年度に元年度分と令和2年度分と合わせて延べ12名となっております。金額にして45万460円ということになっております。

また、令和3年度につきましては1件ありまして、9万8,280円の減免をしております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第40号から議案第48号までの9件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。お諮りします。

議案第40号から議案第48号までの9件は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号から議案第48号までの9件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

まず、議案第40号、屋久島町口永良部島海底光ファイバケーブル等整備事業請負変更契約の締結について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号、屋久島町口永良部島海底光ファイバケーブル等整備事業請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号、屋久島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、屋久島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号、屋久島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号、屋久島町町長等の給与等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号、屋久島町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号、屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号、屋久島町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、屋久島町介護保険条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号、屋久島町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回屋久島町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前11時05分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員